

大分県長者原オートキャンプ場・大分県長者原園地について

1. 施設の概要等

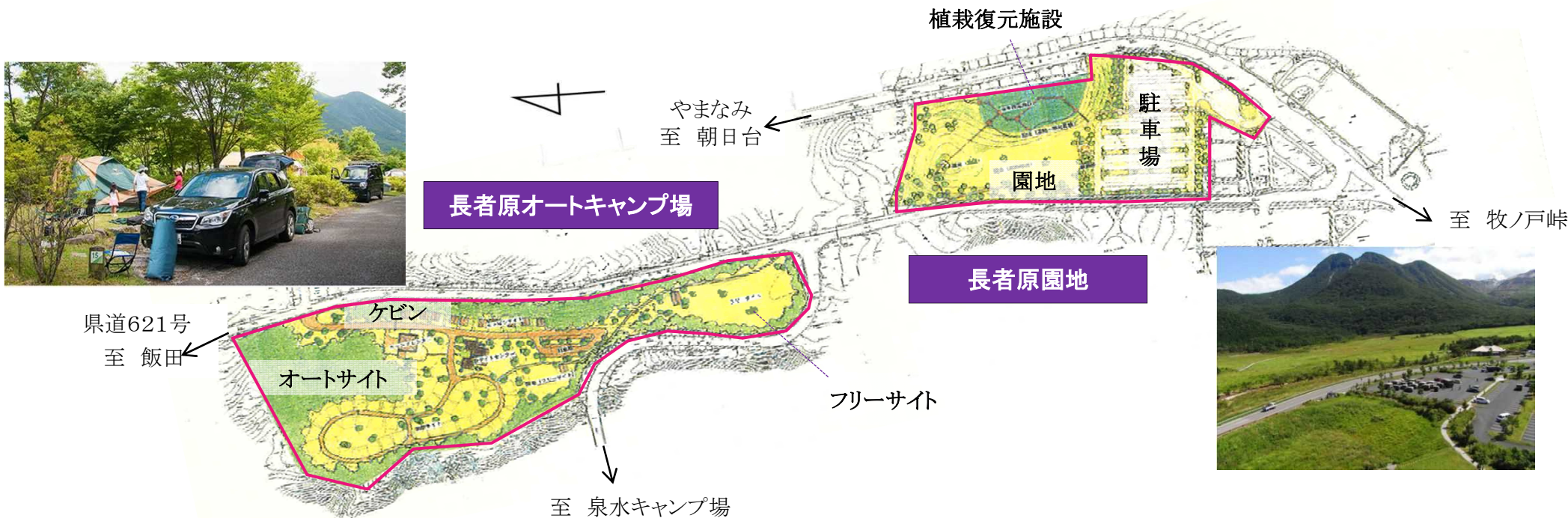
(1) 施設概要(平成10年7月設置)

① 長者原オートキャンプ場(九重町田野267-18)

区 分	所有者	面 積
(1) 土地 オートサイト：40区画 フリーテントサイト：40区画	大分県	40,513㎡
(2) 建物 ケビン、炊事舎 等	大分県	1,100㎡

② 長者原園地(九重町田野255-7)

区 分	所有者	面 積
(1) 土地	大分県	5,369㎡
園地、植栽復元施設、駐車場	環境省	1,627㎡
	九重町	5,612㎡
	九重交通開発(株)	14,653㎡



(2) 管理運営方法(指定管理者)

- ① 平成18年4月～26年3月 (株) おおいた観光サービス
- ② 平成26年4月～31年3月 (有) 吉武建設

2. 利用状況、収支の状況

(1) 利用者数(オートキャンプ場)

(単位：人)

区 分	H26	H27	H28	H29
目標値	6,500	6,600	6,700	6,800
実績値	4,317	6,715	5,645	6,546
達成率	66.4%	101.7%	84.2%	—

※H26は繁忙期の台風が相次いだことにより利用者減
 ※H28は熊本地震の影響で利用者減
 ※H29は12月分まで

(2) 指定管理料の状況等

①指定管理料：無料(利用料金制 ※キャンプ場の収益から長者原園地の管理費を捻出)

②指定管理者における収支の状況

(単位：千円)

区 分	H25	H26	H27	H28
収 入	18,342	13,681	19,229	14,492
支 出	18,216	15,830	18,238	15,419
収 支	126	△ 2,149	991	△ 927

3. 大分県行財政改革アクションプラン(抜粋)

見直しの内容 ～ 市町村や民間による活用が期待できる施設として、施設のあり方を検討します。

実施時期 ～ 指定管理期間の終期を目途にあり方を検討

4. 経緯

- オートキャンプ場、園地の所在する九重町は、観光が重要な産業であり、譲渡により観光振興に向けた有効活用が期待できることから、平成27年5月に町へ移管できないか、協議を開始。
- 町は、オートキャンプ場は魅力ある施設であるが、園地には私有地(借地料：80万円/年…県負担)があることから、オートキャンプ場だけを譲り受けたいとの意向を示す。
- 平成29年12月に、町の要望に添ってオートキャンプ場のみを譲渡、園地についてはオートキャンプ場と一体的な管理が続けられるよう県と九重町の共同による指定管理を提案し、町の下承も得たところ。

5. 今後の方向性(案)

(1) 譲渡方針

オートキャンプ場については、九重町による有効活用が期待できることから、園地と切り離れたうえで、町に無償譲渡する。(平成31年4月)

〈長者原オートキャンプ場と泉水キャンプ村(町直営)との相乗効果等について〉

①泉水キャンプ村が持つ温泉などの施設と、オートキャンプ場の施設の組み合わせにより、家族から大グループ(合宿客等)まで、多様なレジャー客の受入体制が整う

1)泉水キャンプ村 ～ 大グループ客に向けた施設

・温泉、グラウンド(2面)、体育館等

・ロッジ(25～40人：3棟、5～8人：43棟)、ミニバンガロー(2～3人：60棟) ※ロッジについては、エアコン設備なし、キッチン付きは5棟のみ

・オートサイト(115区画) ※電源コンセント付きは5区画のみ

2)長者原オートキャンプ場 ～ 家族客に向けた施設

・ケビン(6人：10棟)：全棟にキッチン・冷暖房・テレビ・バス・トイレあり、オートサイト(40区画)：全区画にミニキッチン(流し台)・電源コンセントあり

②一体的な広報による集客の増加

利用者ニーズに合わせた受入施設の提案が可能となり、誘客の増加が期待できる

(2) 管理運営方法

・オートキャンプ場を町へ譲渡する一方、園地については県が所有することとし、私有地の借地料(80万円/年)も、引き続き県が負担する。

・県民サービスの向上やコスト削減を図る観点から、指定管理方式(利用料金制)により、キャンプ場と園地を一体的に管理し、キャンプ場の収益により園地の管理運営費を賄うこととする。

・長者原オートキャンプ場と泉水キャンプ村を活用した地域活性化に向けて、町との協議を進める。(平成29年度～)